

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 一 月 二 十 一 日

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第二十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月二十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 知事指定薬物の名称

- 一 三・二・一〔シクロプロピル〕(メチル)アミノ〕エチル〕一H・インドール
四・オール及びその塩類
(通称 四HO・McPT、四OH・McPT、四・hydroxy McPT)
 - 二 二・一〔四・イソプロボキシフェニル〕メチル〕五・ニトロ〕一・二・(ピ
ロリジン〕一・イル〕エチル〕一H・ベンゾ〕[d]イミダゾール及びその塩類
(通称 N・Pyrrolidino・isotonitazene、Isoto
nitazepyrne)
 - 三 二・二・二・三・ジヒドロベンゾフラン・五・イル〕メチル〕五・ニト
ロ〕一H・ベンゾ〕[d]イミダゾール〕一・イル〕N、N・ジエチルエタン〕一
アミン及びその塩類
(通称 Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofur
anitazene)
- 二 指定の理由

条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

三 あると認められるため。
指定の効力が発生する日
令和八年一月二十二日

令和八年一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社